

千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業要領

(趣旨)

第1条 世界情勢の変化や円安等の影響により、燃油価格の高騰が続き、市内園芸施設等で燃油を使用している農家等は、経費増により経営が圧迫されていることから、燃油費に係る増加分の一部を補てんし、市内農家の経営における負担軽減を図るため、千曲市食料・農業・農村振興対策事業補助金交付要綱（平成22年千曲市告示第10号）第3条別表中22号の特認事項として、予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象の生産者)

第2条 この事業の対象となる品目は、千曲市内で製造出荷されている花き、野菜、菌床きのこ、果樹で、栽培のために燃油等を使用している生産者であって、次に掲げるものとする。

- 1 農業者
- 2 農業協同組合
- 3 農業者の組織する団体・法人
- 4 民間事業者（「中小企業基本法」第2条第1項に定める中小企業とする。）

(支援対象及び期間)

第3条 この事業で支援対象となるのは、令和5年1月1日～12月31日までに対象品目の栽培のために購入した灯油または重油とする。

(支援額)

第4条 支援額は、前条の灯油または重油の使用量に10円を乗じて算出し、端数は生産者ごとに千円未満を切り捨てとする。

(事業の実施)

第5条 この事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業支援金交付申請書（様式第1号以下、交付申請書）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 出荷（または販売）実績を確認できる書類
- (2) 千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業支援金交付請求書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業支援金交付決定通知書（様式第3号）により通知し、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補てん金の交付決定を受けたときは、補てん金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補てん金を返還させることができる。

千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業交付申請書

（宛先）千曲市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業支援金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 支援額

| 令和5年1月1日～ 12月31日までに購 入した灯油または重 油の量（A） | 支援単価（B） | 支援額 （A）×（B）＝（C） ※千円未満切り捨て |
|--|---------|---------------------------------|
| ℓ | （10円） | 円 |

【添付書類】

- 灯油または重油を仕入れたことが分かる書類
- 農作物の出荷（または販売）実績を確認できる書類
- 千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業交付請求書（様式第2号）

●市税の納税状況を確認することに同意します。

●支援の対象となる灯油または重油の数量に、家庭使用分は含まれていません。

※上記を同意または確認いただけた場合には、それぞれの行末の□にレ点を入れて下さい。

様式第2号（第4条関係）

千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業交付請求書

（宛先）千曲市長

住 所

氏 名

印

下記金額を請求します。

| | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|
| | 十 | 万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 一 |
| 請求金額 | | | | 0 | 0 | 0 | 円 |

【内訳】千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業

振込口座記入欄（

| | | | | | | | | | |
|--------|---------------------------------|------|--|--|-----|----|--|--|--|
| 金融機関名 | | | | | 店舗名 | 支店 | | | |
| 預金種目 | <input type="checkbox"/> 普通(総合) | 口座番号 | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 当座 | | | | | | | | |
| (カタカナ) | | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | | |

※振込口座へ振り込めない場合は、申請者へ電話による問合せ等を行う場合があります。

様式第3号（第5条関係）

千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業交付決定通知書

千曲市指令農第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

千曲市長 印

年 月 日付で申請のあった 令和5年度千曲市施設園芸等燃油高騰対策事業について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

| 支援金の額 | 円 |
|---------|--|
| 交付の交付条件 | (1) 調査の結果、申請内容が虚偽、不正と認めるときは、給付金の返還を求めることがあります。 |